確認検査業務手数料規定

（趣旨）

第１条 この確認検査手数料規程は別に定める「確認検査業務規程」（以下業務規程という。）に基づき、アウェイ建築評価ネット株式会社（以下 ABN という。）が実施する確認検査業務に係る手数料について、必要な事項を定める。

（建築物に対する確認の申請手数料）＝ 別表第１

第２条 業務規程第１７条に規定する建築物に関する確認申請に係る手数料の額は、確認申請一件につき、別表第１に掲げるとおりとする。

２ 別表第１の床面積の場合は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。

イ. 建築物を建築する場合（次のロ号～ホ号に掲げる場合及び移転の場合を除く）当該建築に係る部分の床面積とする。

ロ.確認を受けた建築物の計画変更をして建築物を建築する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認を ABN 以外の者から受けている場合は、当該建築に係る部分の床面積とする。

ハ.確認を受けた建築物の計画変更をして建築物を建築する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認を ABN から受けている場合は、別表第１の確認申請手数料の7割りとする。又、大規模に変更して建築する場合は、別表第１の確認申請手数料の９割とする。さらに、明らかに変更内容が小規模な計画変更の場合は、別表第１の確認申請手数料の４割とする。計画変更の部分に別表第８の加算審査項目の審査を要する場合は、当該規定による手数料を加算する

ニ.建築物を増築、改築、移転し、その大規模の修繕若しくは大規模な模様替えをし、又はその用途を変更する場合（次号に掲げる場合を除く）は、当該増築、改築、移転、修繕、模様替え又は用途変更に係る部分の床面積（当該部分と一の建築物（構造上別棟である場合を含む）を構成する場合は、審査を必要とする部分の床面積。次号及び第８条において同じ。）

ホ.確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を増築、改築、移転し、その大規模な修繕若しくは大規模な模様替えをし、又はその用途を変更する場合は、当該計画変更に係る部分の床面積とする。

（工作物に関する確認の申請手数料）＝ 別表第５

第３条 業務規程第１７条に規定する工作物に関する確認の申請に係る手数料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、一つの工作物について、当該各号の定めとする額とする。

イ.令第１３８条第１項第１号から第４号に規定する工作物を築造する場合（同項ハ～ホに掲げる場合を除く） ２５，０００円

ロ.令第１３８条第１項第５号に規定する工作物を築造する場合（同項ハ～ニに掲げる場合を除く）３５，０００円

ハ. 確認を受けた工作物の計画を変更して工作物を築造する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認を ABN から受けている場合 １３，０００円

ニ. ABN が確認審査中であった工作物の計画を大規模に変更して工作物を築造する場合
１３，０００円

2 次の各号に掲げる場合の区分に応じ、一つの工作物について、当該各号に定める額とする。

イ. 令第１３８条第２項第１号に規定する工作物の場合 ２８，０００円

ロ. 令第１３８条第２項第２号及び第３号に規定する工作物で投影面積が１０平方メートル以下のもの又は高さが４メートル以下のもの ２８，０００円

ハ. 令第１３８条第２項第２号及び第３号に規定する工作物で投影面積が１０平方メートルを超えるもの又は高さが４メートルを超えるもの ５０，０００円

ニ. 令第１３８条第３項各号に規定する工作物の場合 ５０，０００円

（建築設備に関する確認の申請手数料）＝ 別表第５

第４条 業務規程第１７条（昇降機以外の建築設備については、法第８７条の２第１項において準用する場合に限る）に規定する建築設備（小荷物専用昇降機を除く、以下同じ）の確認の申請に係る手数料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、一つの建築設備について、当該各号に定める額とする。

イ. 建築設備を設置する場合（次の各号に掲げる場合を除く）３５，０００円

ロ. 確認を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認を ABN 以外の者から受けている場合 ３５，０００円

ハ.確認を受けた建築設備を計画の変更をして建築設備を設置する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認を ABN から受けている場合 ３０，０００円

ニ. ABN が確認審査中であった建築設備の計画を大規模に変更して建築設備を設置する場合
３０，０００円

ホ. ホーム用昇降機を設置する場合（併願を含む） ３０，０００円

2 業務規程第１７条に規定する小荷物専用昇降機に関する確認の申請に係る手数料の額は次の各号に掲げる場合の区分に応じ、小荷物専用昇降機一基について当該各号に定める額とする。

イ. 小荷物専用昇降機を設置する場合（次の各号に掲げる場合を除く）２８，０００円

ロ. 確認を受けた小荷物専用昇降機の計画の変更をして小荷物専用昇降機を設置する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認を ABN 以外の者から受けている場合 ２８，０００円

ハ.確認を受けた小荷物専用昇降機の計画の変更をして小荷物専用昇降機を設置する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認を ABN から受けている場合 ２２，０００円

ニ.ABN が確認審査中であった小荷物専用昇降機の計画を大規模に変更して小荷物専用昇降機を設置する場合 ２２，０００円

（建築物に関する中間検査の申請手数料）＝ 別表第２

第５条 業務規程第２６条に規定する建築物に関する中間検査の申請に係る手数料の額は、中間検査の申請一件につき、別表第２に掲げるとおりとする。

（工作物に関する中間検査の申請手数料）＝ 別表第６

第６条 業務規程第２６条に規定する工作物に関する中間検査の申請に係る手数料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、一つの工作物について、当該各号に定める額とする。

イ. 令第１３８条第１項第１号から第４号に掲げる工作物の場合 ２５，０００円

ロ. 令第１３８条第１項第５号に掲げる工作物の場合 ３０，０００円

ハ. 令第１３８条第２項第１号に規定する工作物で、一つの申請に係る設置数が６以上の場合 ２３，０００円

ニ. 令第１３８条第２項第１号に規定する工作物で、一つの申請に係る設置数が２以上５以下の場合 ２４，０００円

ホ. 令第１３８条第２項第２号及び第３号に規定する工作物で、一つの申請に係る設置数が１の場合 ２５，０００円

ヘ. 令第１３８条第２項第２号及び第３号に規定する工作物で投影面積が１０平方メートル以下のもの又は高さが４メートル以下のもの ３２，０００円

ト. 令第１３８条第２項第２号及び第３号に規定する工作物で投影面積が１０平方メートルを超えるもの又は高さが４メートルを超えるもの ６６，０００円

チ. 令第１３８条第３項各号に規定する工作物の場合 ６０，０００円

（建築物に関する完了検査の申請手数料）＝ 別表第３

第７条 業務規程第３２条に規定する建築物に関する完了検査の申請に係る手数料の額は次の各号に掲げる場合の区分に応じ、完了検査申請一件につき、当該各号の定めるとおりとする。

イ. 中間検査合格証を受けた建築物の場合 別表第３に掲げるとおり

ロ. 前号以外の場合は別表第３に掲げるとおり

２ 別表第３の床面積の合計は、建築物を建築した場合（移転した場合を除く）にあっては当該建築に係る部分の床面積について算定する。

３ 別表第３の床面積の合計は、建築物を増築、改築、移転し、又はその大規模な修繕若しくは大規模な模様替えをした場合にあっては当該移転、修繕又は模様替えに係る部分の床面積と検査を要する部分の床面積の合計について算定する。

４ 完了検査において、完了追加説明書の提出があった場合は、第２条第１項による「建築物に関する確認申請に係る手数料」を、「完了追加説明書審査手数料」と読み替えて適用する。

（工作物に関する完了検査の申請手数料）＝ 別表第６

第８条 業務規程第３２条に規定する工作物に関する完了検査の申請に係る手数料の額は次の各号に掲げる場合の区分に応じ、一つの工作物について、当該各号の定める額とする。

イ. 令第１３８条第１項第１号から第４号に掲げる工作物の場合 ３０，０００円（中間検査合格証を受けたものについては ２４，０００円）

ロ. 令第１３８条第１項第５号に掲げる工作物の場合 ３５，０００円（中間検査合格証を受けたものについては ３０，０００円）

ハ. 令第１３８条第２項第１号に規定する工作物で、一つの申請に係る設置数が６以上の場合 ２３，０００円（中間検査合格証を受けたものについては ２２，０００円）

ニ. 令第１３８条第２項第１号に規定する工作物で、一つの申請に係る設置数が２以上５以下の場合 ２４，０００円（中間検査合格証を受けたものについては ２３，０００円）

ホ. 令第１３８条第２項第１号に規定する工作物で、一つの申請に係る設置数が１の場合 ２５，０００円（中間検査合格証を受けたものについては ２４，０００円）

ヘ. 令第１３８条第２項第２号及び第３号に規定する工作物で投影面積が１０平方メートル以下のもの又は高さが４メートル以下のもの３１，０００円（中間検査合格証を受けたものについては ３０，０００円）

ト. 令第１３８条第２項第２号及び第３号に規定する工作物で投影面積が１０平方メートル超

えるもの又は高さが４メートルを超えるもの　６１，０００円（中間検査合格証を受けたものについては　６０，０００円）

チ. 令第１３８条第３項各号に規定する工作物の場合　６０，０００円（中間検査合格証を受けたものについては　５５，０００円）

（建築設備に関する完了検査の申請手数料）＝ 別表第７

第９条 業務規程第３２条に規定する建築設備に関する完了検査の申請に係る手数料の額は次の各号に掲げる場合の区分に応じ、昇降機一基について、当該各号に定める額とする。

イ. 一つの申請に係る昇降機の設置数が１０以上の場合　４０，０００円（建築物完了検査をABN が受けている場合　３５，０００円）

ロ. 一つの申請に係る昇降機の設置数が６以上９以下の場合　４５，０００円（建築物完了検査を ABN が受けている場合　４０，０００円

ハ. 一つの申請に係る昇降機の設置数が２以上５以下の場合　４７，０００円（ホーム用昇降機の場合　３３，０００円。建築物完了検査を ABN が受けている場合　４２，０００円（ホーム用昇降機の場合　２８，０００円））

ニ. 一つの申請に係る昇降機の設置数が１の場合　５０，０００円（ホーム用昇降機の場合　３３，０００円。建築物完了検査を ABN が受けている場合　４５，０００円（ホーム用昇降機の場合　２８，０００円））

２ 業務規程第３２条（法第８７条の２第１項において準用する場合に限る）に規定する昇降機以外の建築設備に関する完了検査の申請に係る手数料の額は次の各号に掲げる場合の区分に応じ、一つの建築設備について、当該各号に定める額とする。

イ.一つの申請に係る建築設備の設置数が６以上の場合　３４，０００円（建築物完了検査をABN が受けている場合　３１，０００円）

ロ.一つの申請に係る建築設備の設置数が２以上５以下の場合　３６，０００円（建築物完了検査を ABN が受けている場合　３２，０００円）

ハ.一つの申請に係る建築設備の設置数が１の場合　３７，０００円（建築物完了検査を ABN が受けている場合　３４，０００円）

３ 業務規程第３２条に規定する小荷物専用昇降機に関する完了検査の申請に係る手数料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

イ.一つの申請に係る小荷物専用昇降機の設置数が６以上の場合　２１，０００円

ロ.一つの申請に係る小荷物専用昇降機の設置数が２以上５以下の場合　２４，０００円

ハ.一つの申請に係る小荷物専用昇降機の設置数が１の場合　２５，０００円

（検査に係る出張費）

第１０条 中間検査、完了検査の為に確認検査員等の職員が出張する場合は、第５条から前条までに記した手数料の額に、別に定める「アウェイ建築評価ネット株式会社確認業務出張規程」により計算した額の出張費を加算する。

（減額又は増額事項）

第１１条 ABN は、住宅性能評価をあわせて申請する確認申請については、地域の実情等により必要と認められる場合、第２条に定める手数料の額について、当該手数料の額を超えない範囲で

別に手数料を定めることが出来る。

2 ABN は、住宅金融支援機構の証券化支援事業（適合証明業務）をあわせて申請する戸建住宅の手数料の額について、当該手数料の額を超えない範囲で別に手数料を定めることが出来る。

3 ABN は、同じ型式、同じ構造の戸建住宅について、又は年間複数戸の申請者について、確認申請、中間検査、完了検査の手数料の額について、当該手数料の額を超えない範囲で別に手数料を定めることが出来る。

4 ABN は、類似する建築物等の確認、中間検査及び完了検査等確認検査業務が効率的に実施できる場合にあっては、実費を勘案して確認検査手数料を減額する事が出来る。

5 ABN の責に負えない、予測しえない事由により審査業務量が大幅に増加した時は、手数料を増額することができる。

6 業務上必要と認める場合は、手数料を減額又は増額することができる

（確認検査手数料の支払い方法）

第１２条 建築主等は、確認検査手数料の支払いを銀行振込により行うものとする。但し、緊急を要する場合には別の支払い方法によることが出来る。

2 前項に要する費用は申請者の負担とする。

3 ABN と建築主等は、協議により、一括の支払い等別の方法を取ることが出来るものとする。

（中止の場合の手数料）

第１３条 前記の第２条より第１０条までに規定する、別表第１から第７までの確認検査業務の手数料と別に定める「アウェイ建築評価ネット株式会社確認業務出張規程」については、工事中止などで契約が打ち切りになった場合でも、理由の如何を問わず、ABN へ一旦収納した確認検査手数料は返還しない。但し、ABN の責に帰すべき事由により、確認検査が出来なかった場合には、建築主等に返還する。（確認検査業務規程第４８条）

（その他の場合の手数料）＝ 別表第３、別表第８

第１４条 その他の手数料の加算については、別表第３及び別表第８に掲げるとおりとする。

2 この規程に定めのないもので、ABN が、業務上必要と認める場合は、実費を勘案して、別途、申請者と協議の上、手数料等を徴収することができる。

（附則）

この規程は、平成 26 年 10 月 20 日より施行する。

（改定）

この規程は、平成 21 年 1 月 5 日より施行する。

この規程は、平成 23 年 11 月 1 日より施行する。

この規程は、平成 25 年 2 月 1 日より施行する。

この規程は、平成 26 年 3 月 24 日より施行する。
この規程は、平成 26 年 10 月 20 日より施行する。
この規程は、平成 26 年 12 月 1 日より施行する。
この規程は、平成 27 年 6 月 1 日より施行する。
この規程は、平成 27 年 8 月 1 日より施行する。
この規程は、平成 27 年 9 月 1 日より施行する。
この規程は、平成 28 年 4 月 1 日より施行する。
この規程は、平成 28 年 8 月 12 日より施行する。
この規程は、平成 29 年 7月 18 日より施行する。
この規程は、平成 30 年 3 月 22 日より施行する。
この規程は、平成 30 年 9 月 1 日より施行する。
この規程は、令和 6 年 4月 1 日より施行する。